

福岡市感染症対策等代替保育サポート事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市感染症対策等代替保育サポート事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、保育施設等が臨時休園等を行ったことにより、通常利用している保育施設等への通園ができなくなった際の保育を確保するため、保護者が訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）を利用した場合に、利用料の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、児童の安全が確保されるよう必要な支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における保育施設等とは、福岡市内の認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。）、企業主導型保育施設（子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業に係る保育施設をいう。）、その他市長が認める施設とする。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、通常利用している保育施設等が臨時休園等をしている期間に在籍している児童の保護者とする。ただし、福岡市に居住し、福岡市において住民基本台帳に記録されている者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 保健所による行動調査等により、濃厚接触者と判断され健康観察期間中の児童の保護者
- (2) その他市長が本事業の対象とすることが不相当と認める者

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までのうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、通常利用している保育施設等が臨時休園等をしている期間（保健所による行動調査等の期間を除く。）の中で、市長が定める期間とする。

(補助の対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、保護者が、福岡市が本事業の参画事業者として認定したベビーシッター事業者（以下「認定事業者」という。）に支払った経費（食事代を除く。）のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 利用料
- (2) 交通費

2 前項の補助金の対象となるベビーシッターの利用時間は、午前7時から午後8時までのうち、10時間を上限とする。

(補助金の上限額)

第7条 補助金の交付額は、利用料は1時間当たり1,400円（次条に定める申請者の属する世帯が市民税非課税世帯の場合は1,800円）、交通費は1日当たり500円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ベビーシッターを利用した日の属する年度内に、福岡市感染症対策等代替保育サポート事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が認定事業者から受領した領収書の写し
- (2) 振込先金融機関の口座番号や口座名義が分かるもの（通帳の写し等）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定等)

第9条 市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定して交付を決定し、福岡市感染症対策等代替保育サポート事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、理由を付して、福岡市感染症対策等代替保育サポート事業補助金交付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容若しくはこれに付された条件に不服があるとき又は補助の対象となる要件を満たさないときは、福岡市感染症対策等代替保育サポート事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日から起算して10日とする。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付時期)

第12条 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定した日の翌日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。ただし、口座振替の方法によることができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、現金払により交付することができる。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、申請者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付申請を行ったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合、市長は福岡市感染症対策等代替保育サポート事業補助金交付取消通知書(様式第5号)により通知する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。